

基本価格表示の参考表について

令和 2 年 7 月 7 日

総務省政策統括官（統計基準担当）付

統計審査官（産業連関表担当）室

1. 基本価格表示の産業連関表の推計に当たって

(1) これまでの経緯

「平成 27 年（2015 年）産業連関表作成基本要綱」においては、取引基本表の作成後に基本価格表示の参考表を作成することとされていた。今般、27 年産業連関表の参考表を作成したところ、ご報告するもの

*本課題は、「第Ⅲ期公的統計基本計画」においても、平成 27 年産業連関表作成時の課題として明示されていた。

(2) 基本価格表示の概念

基本価格と生産者価格の定義は以下のとおり。

- a. 基本価格とは、産出として生産された財あるいはサービス 1 単位について生産者が購入者から受け取る金額から、その生産あるいは販売の結果として生産者が支払う税を差し引き、受け取る補助金を加えたものである。生産者によって別個にインボイスされた輸送経費を含まない。
- b. 生産者価格とは、産出として生産された財あるいはサービス 1 単位について生産者が購入者から受け取る金額から、購入者にインボイスされた VAT ないし類似の控除可能な税を差し引いたものである。生産者によって別個にインボイスされた輸送経費を含まない。
生産者価格も基本価格も、販売された産出についてインボイスされた VAT あるいは類似の控除可能な税を含まない。（出典：2008SNA）

*但し、我が国の産業連関表における生産者価格は、消費税の控除をすることが難しいことから、消費税など控除可能な税を含んでいる。

(3) 基本価格と生産者価格の関係

同じく、基本価格と生産者価格の関係は以下のとおり。

生産者価格＝

基本価格+インボイスされた VAT を除く生産物に課される税－生産物に対する補助金

- すなわち、産業連関表の生産者価格表示表から、
 - 消費税など控除可能な税を含む生産物に課される税を控除
 - 生産物に対する補助金を加算
 することで、基本価格表示表を推計することができる。

今回は、消費税、消費税以外の間接税、補助金をそれぞれ推計して、生産者価格表示から控除することで、基本価格表示の産業連関表を作成する。

2. 具体的な手順①（消費税マトリックスの推計）

(1) 非課税・免税・不課税の検討

- ・ 非課税の対象となる部門^{※1}を特定して課税対象割合を求める。

※1 住宅賃貸料、公務、医療など非課税取引、自家輸送などの仮設部門など

(2) 国産品にかかる消費税を求める。

- ・ 基本取引表から輸入表を差し引いて国産品分のみの表を作成する。
- ・ 国産品の産出額に 0.08/1.08 を乗じて行方向について消費税額を求める。

推計イメージ（国産品のみ） ※国産品のみのマトリックスを利用

	部門A	部門B	部門C	最終需要	国内生産額
部門A	×0.08/1.08	×0.08/1.08	×0.08/1.08	×0.08/1.08	行部門合計額
部門B	×0.08/1.08			➤	行部門合計額
部門C	×0.08/1.08	×0.08/1.08	×0.08/1.08		×0.08/1.08
粗付加価値					
国内生産額					

(3) 輸入品にかかる消費税額を求める。

- ・ 輸入品商品税に含まれる輸入品にかかる消費税を計算。

$$\text{輸入品にかかる消費税} = (\text{普通貿易の輸入額} + \text{関税} + \text{輸入商品税}) \times \frac{0.08}{1.08}$$

- ・ 輸入品にかかる消費税額を輸入表の産出比率で案分する。

推計イメージ（輸入品のみ） ※輸入品のためのマトリックスを利用

	部門A	部門B	部門C	最終需要	国内生産額
部門A	←				輸入品にかかる消費税
部門B					輸入品にかかる消費税
部門C					
粗付加価値					
国内生産額					

（４）部門別の消費税額の推計

- ・国産品と輸入品にかかる消費税額を統合する。

推計イメージ（国産品＋輸入品）

	部門A	部門B	部門C	最終需要	国内生産額	
部門A	国産品＋輸入品	国産品＋輸入品	国産品＋輸入品	国産品＋輸入品	→	
部門B	国産品＋輸入品	国産品＋輸入品				行部門合計額
部門C	国産品＋輸入品	国産品＋輸入品	国産品＋輸入品	国産品＋輸入品		行部門合計額
粗付加価値						
国内生産額						

- ・消費税額を行部門別に集計し、それを変換して列部門別の国内生産額に含んでいる消費税額を求める (a)。
- ・中間投入に占める消費税額として内生部門の消費税額を列方向に足し上げて求める (b)。
- ・家計外消費支出（行）に 0.08/1.08 を乗じて、列部門別の消費税額を求める (c)。
- ・固定資本マトリックスの資本形成部門の合計に 0.08/1.08 を乗じて、列部門別の、投資に占める消費税額を求める (d)。
- ・推計によって得られた列部門別の消費納税額（以下、試算納税額）を次のように求める。

試算納税額＝

- 列部門別の国内生産額に含んでいる消費税額 (a)
- － 投入に占める消費税額 (b) － 家計外消費支出に占める消費税額 (c)
- － 投資に占める消費税額 (d)

推計イメージ（部門別の試算納税額）

	部門A	部門B	部門C	最終需要	国内生産額
部門A	国産品 + 輸入品	国産品 + 輸入品	国産品 + 輸入品	国産品 + 輸入品	行部門合計額
部門B		↓		国産品 + 輸入品	行部門合計額
部門C				国産品 + 輸入品	行部門合計額
内生部門合計	投入計	投入計	投入計		
粗付加価値	家計外消費支出・投資控除				
消費税納税額	試算納税額 = 行部門合計額 - 投入計 - 投資控除等				
国内生産額	行部門合計額	行部門合計額	行部門合計額		

（5）試算納税額と国税庁データから求めた消費納税額の比較。

- ・ 国税庁データから暦年の部門別消費納税額を推計する^{※2}
- ・ 列部門の試算納税額の比率で国税庁データから求めた消費納税額を分割し、試算納税額との差額を比較すると、総額で 2.77 兆円の差が発生。

※2 暦年の部門別消費納税額の推計方法

国税庁から提供を受けた平成 27 年度の納税申告額及び還付申告額に、8/6.3 を乗じて地方消費税分を加算するとともに、暦年ベースに変換し、暦年ベースの納税額及び還付申告額を推計して実納税総額（CT）を推計。

3. 具体的な手順②（間接税マトリックスの推計）

（1）間接税を特定。

- ・ H27 年産業連関表の推計で利用した税目を活用

（2）個別部門と間接税の対応付け

- ・ 特定の行部門と間接税を対応づけて国産品の産出構造を用いて、各列部門に配分する。
- ・ 金額についても、H27 年表の推計で利用した額を活用

* 消費税以外の間接税、補助金については、CT からの控除額（=付加価値部門からの控除額）と内生からの控除額が異なることから、当該部分は営業余剰で調整する

(参考) 間接税と対応する部門の関係

No.	税目	金額 (百万円)	対応する列部門		対応する行部門	
			列部門	行部門	列部門	行部門
1	揮発油税及び地方揮発油税	2,633,725	211101	石油製品	2111011	ガソリン
2	航空機燃料税	66,222	575101	航空輸送	5751012	国内航空旅客輸送
					5751013	国内航空貨物輸送
					5751014	航空機使用事業
3	石油ガス税	18,702	211101	石油製品	2111018	液化石油ガス
4	石油石炭税	5,698	061101	石炭・原油・天然ガス	0611011	石炭
					0611012	原油
					0611013	天然ガス
5	酒税	77,721	112101	清酒	1121011	清酒
6	酒税	710,628	112102	ビール類	1121021	ビール類
7	酒税	29,548	112103	ウイスキー類	1121031	ウイスキー類
8	酒税	439,697	112109	その他の酒類	1121099	その他の酒類
9	たばこ税	1,279,704	114101	たばこ	1141011	たばこ
10	日本中央競馬会納付金	279,504	674103	競輪・競馬等の競走場・競技団	6741031	競輪・競馬等の競走場・競技団
11	ゴルフ場利用税	47,131	674104	スポーツ施設提供業・公園・遊園地	6741041	スポーツ施設提供業・公園・遊園地
12	軽油引取税	2,633,725	211101	石油製品	2111014	軽油
13	預金保険機構納付金	12,621	531101	金融	5311012	民間金融 (F I S I M)

推計イメージ (個別部門と対応する間接税)

※国産品のみのマトリックスを利用

	部門A	部門B	部門C	最終需要	国内生産額
部門A	←				
部門B					間接税
部門C					
粗付加価値					
間接税		間接税			
国内生産額					

(3) 輸入品に課される税について

- ・行部門別の関税と輸入品にかかる消費税以外の間接税（輸入商品税から求める）の合計を、輸入品の産出構造を用いて列部門に配分する。

推計イメージ (輸入品に課される税)

※輸入品のみのマトリックスを利用

	部門A	部門B	部門C	最終需要	
部門A	←				
部門B					関税+輸入品にか かる間接税 (消費税除く)
部門C					
粗付加価値					
国内生産額					

(4) 間接税マトリックスの作成

- ・(2)、(3)を統合して間接税マトリックスを作成する。

4. 具体的な手順③(補助金マトリックスの推計)

- ・列部門にある「(控除) 経常補助金」部門の金額を行部門に変換する。
- ・国産品の産出構造を用いて各列部門に案分する。

推計イメージ(補助金マトリックス)

※国産品のみのマトリックスを利用

	部門A	部門B	部門C	最終需要	国内生産額
部門A	←				補助金
部門B					補助金
部門C					
粗付加価値					
(控除) 経常補助金	補助金	補助金	補助金		
国内生産額					

5. 今後の課題

- ・消費税の試算納税額と国税庁データの差は現在の段階で2.77兆円程度。
 - *今回非課税部門(公務、金融など)とした部門にも、課税取引がある程度含まれているのではないか。また、課税、非課税が混在する部門における仕入控除の方法をより精緻化する方法はあるか。
- ・「(控除) 経常補助金」部門の全額を対象として算出したが、「生産物に対する補助金」以外の補助金(生産に対するその他の補助金など)が含まれていることは無い。
 - *生産物に対する補助金以外は加算する必要がない。2008SNAでは「生産物に対する補助金は、財またはサービスの単位当たりに支払われる補助金である」と定義されている(2008SNA 7.100)
 - **2008SNAでは生産に対するその他の補助金として、「給与支払いまたは雇用者数に対する補助金」、「汚染削減のための補助金」が例示されている(2008SNA 7.106)。